

## 第2版はしがき

平成21年（2009年）に本書旧版が出版されてから13年が経過した。当時は、翌年4月の新「保険法」の施行を目前にして、それまでに登場した各種保険に関する諸問題と、それらの取り扱いが施行後にどのように変わるかに主眼が置かれていた。旧版で予測されたところは定着済みの現在、本書では、あらためて保険関係訴訟のありようとおるべき姿を考究する。

旧版と同様、本書は3部構成とし、第1部を研究者、第2部を弁護士と実務家、そして第3部を裁判官のかたがたへ執筆をお願いし、同一の論点であっても重複を厭わず、各自の視点から論じてもらうこととしている。旧版の共同編集に携わられた塩崎勤先生は、田中敦氏を推挙され交替された。

一般の民商事契約に比べ特殊で理解が容易でない印象の保険紛争につき、こうした3部構成を通じて読者の便に応えたい所存である。

この分野は、大森忠夫教授の『法律学全集(3)保険法』（有斐閣、1957年）が、保険契約を民商法上の契約の枠内で解き明かし、いわば保険関係の民商法化をはかったものだが、その後の高度経済成長の流れの中で、我が国保険事業の隆盛とともに、保険関係の法分野は逆に特殊化を極めていった。

そして、バブル崩壊から現在に至る過程において、上記「保険法」をはじめとする一連の法改正・新立法の努力は、この分野を再び一般の法分野の中へ収めるものであった。「商法」という一般法中に存在した保険契約が、「保険法」という特別法化を遂げた後、保険業法や消費者契約法、各種の経済法的規制と相俟って、むしろ、契約一般の中へ再び収納されるに至っているのである。山下友信教授の『保険法(上)・(下)』（有斐閣、2018年・2022年）は、平成17年（2005年）出版の同書旧版（全1巻本）以降のそうした流れを象徴している。

同時に、この間に保険分野へ顕著な影響を及ぼした事情といえば、それはIT技術の普及もしくは利用であろう。社会全体でのその流れは、保険の商品開発にも影響を及ぼしているし、保険紛争の解決に際しても、ドローンの利用やドライブレコーダー、監視カメラの普及といった社会状況が無視できない。この傾向は、技術の向上とその社会的許容度と相俟って、いっそう加

速するものと思われる。

その一方で、世界の現状は、気候変動、疫病、戦争といった、いずれも民間の保険ではなかなか対応が難しい事態に遭遇している。それでもなお、その時その時の社会的なリスク状況に応じて、なんとかその軽減・分散をはかろうとするのが保険事業の使命であると言わねばならない。そして、それに伴い、保険紛争の解決にもなかなか対処困難な中で努力を重ねることになる。

「保険の法分野には、社会の問題のすべてが込められている」と言われてきた。したがって、その紛争解決に当たっては、社会の問題すべてに及ぶ知識をそなえ、比較検討する必要に迫られる。本書第1部から第3部に網羅された諸論点のそれぞれ異なる角度からの考察を参考にして、より良い解決手段を見つけていただければ、幸いである。

「社会の問題すべてに及ぶ保険法」であるため、本書の編集を担当された海谷祥輝氏のとりわけ校正上のご苦労は想像して余りある。「専門訴訟講座」シリーズのどの巻よりも、幅広い知識とエネルギーを求められたのではあるまいか。同氏の献身的なご協力に心より御礼を申し上げたい。

さらに編者一同、専門書の出版事情のなかなか困難な時期に、こうして改訂新版の出版に踏み切ってくださった株式会社民事法研究会代表取締役田口信義氏にも、厚く感謝を申し上げる次第である。

令和5年2月

編者 山下 丈  
同 山野 嘉朗  
同 田中 敦

## は し が き

日米の政権交代、世界的な金融危機とその影響というように、保険事業を取り巻く環境の変化も大きなものであるが、新保険法の施行を視野に入れつつ、すでに保険関連訴訟には顕著な変化のきざしがみられてきた。本書において、研究者・裁判官・実務家の三者の手になる各稿をみていただければ、非常に多くの個所で、近時の最高裁判例が取り上げられていることに気づかれるであろう。三者の区分により、また、論者によって、その取り上げ方はさまざまであるが、読者もまたそうした新判例の傾向に気づかれるに違いない。そこに示されているのは、従来の保険法の常識を破る、したがって、保険法の専門家の意表をつくような裁判所の姿勢の変化である。

「はしがき」としては異例だが、江頭憲治郎教授の『商行為法〔第5版〕』（弘文堂、2009年）411～412頁を引用して、具体的にその方向性を説明してみたい。すなわち、江頭教授は、以下のようにいう。「保険約款に関するかぎり、保険制度の集团的・計画的特質からくる契約の定型的・画一的処理の要請、内容の合理性に関する行政的監督の存在等を理由に、その性質は法規に近いもの（拘束力は強く、解釈は客観的になされるべきであり、内容的合理性は高い）と従来考えられてきている。もともと、保険制度と保険契約は区別すべきであり、保険契約には個別契約たる側面のあることを否定できないこと（山下友信「普通保険約款論(5)」法協97巻3号335頁）、認可を受けた保険約款の内容が常に合理的ともいいきれず、制限的に解された例もあること（最判昭和62・2・20民集41巻1号159頁）は看過されるべきでない」とされ、注において、「保険約款の客観的解釈」の例として、「保険契約者が『一上肢一下肢の用廃』（片麻痺）は生命保険約款上の高度障害保険金支払条項の要件に該当すると誤解するの無理からぬ状況があったとしても、保険事業が支払保険金総額と保険料が均衡を保つよう設計されていることに鑑みれば契約者の期待を保護することはできず（佐賀地判昭和58・4・22判時1089号133頁）、たとい保険外務員の言動に非難されるべき点があっても、不法行為責任が生じうることは格別（保険業283条）、保険者の保険金支払義務の存否には影響を及ぼすものではない（大阪高判昭和52・11・26判時849号88頁）とされている」と紹

はしがき

介されている。

要は、保険制度と保険契約は区別されるべきであって、注で紹介されているような下級審判決は、もはや成り立ちそうにないということであろう。最高裁判例の新傾向とは、賛否いずれにせよ、ここで江頭教授が指摘されているような、保険制度論とは別個の保険契約論を示していると解されるのである。そしてさらに、東京高判平成21・9・30金判1327号10頁が、生命保険料の口座振替の場合、ささいな不注意や手続上の問題で保険契約が失効することもあり、そうした契約者の利益を一方的に害する条項は、消費者契約法上、無効であると判示している。上告審での帰趨は予測できないが、消費者庁の新設とも合わせて、いわば保険制度からの内部的制約を解かれた保険契約に、今度は消費者法という外部的な制約が加えられつつあるのでであろう。羽成守＝乙守順市編著『新保険法でこう変わる！告知義務から説明責任へ』（第一法規、2009年）は、まさしくこうした保険契約の将来的方向性を指し示す表題となっているが、そこへと至るぎりぎりの現状認識を、まさしく本書で確認していただきたい。

平成21年11月

編者 塩崎 勤  
同 山下 丈  
同 山野 嘉朗





## 第1章

# 重要保険判例の展開と 今後の課題

### はじめに

近年、最高裁判所は保険関係訴訟において、複数の重要な判決を出してきた。それらの中には、それまでの保険法学説・保険実務の伝統的な理解や固定観念にとらわれないものもみられるし、今日においてもなお大きな影響力をもっているものがある。他方、一定の解釈指針を示したものの、その射程が必ずしも明らかでないものも存在する。いきおい、下級審裁判例に混乱や対立が生じている。

損害保険判例、生命保険判例、傷害保険判例については、それぞれ第1部各章において体系的かつ詳細に叙述・検討されるが、本章においては、保険種目・領域にとらわれることなく、上述した趣旨の重要保険判例をピックアップし、そこに通底する理論を横断的に探るとともに、問題点と今後の課題を明らかにする。

# 第1節 保険事故の偶然性と立証責任

## I 問題の所在

保険事故の偶然性の問題は極めて重要である。なぜならば、それは不確実性を対象とする保険およびこれに関する規律である保険法の本質にかかわるからである。これが訴訟の場面で問題となるのは、立証責任との関係においてである。立証責任とは、訴訟上、真偽不明になったことにより当事者の一方が負担すべき不利益を意味する。保険関係においては、保険事故が被保険者等の故意によって生じたものか否かが判然としない場合に立証責任が問題となる。民事訴訟法学説の通説である法律要件分類説に従えば、保険事故の要件については、保険金請求者が請求原因としてこれを立証し、保険契約に故意免責が設けられている場合は、保険者が抗弁事由としてこれを立証することになる。そこで、保険事故の要件に偶然性が含まれている一方で免責条項に故意が含まれている場合が問題となるのである。

保険契約上、保険事故の要件の1つに偶然性が含まれている傷害保険においては、偶然性を請求者に立証させれば、保険者は非偶然性（故意）を立証する必要がない。反対に、保険者に非偶然性（故意）を立証させれば請求者が偶然性を立証する必要がないことになる。これを整理すると、①請求者には偶然性の立証責任がなく、保険者に故意の立証責任がある（保険者負担説）、②請求者に偶然性の立証責任があつて、保険者に故意の立証責任がない（請求者負担説）という二者択一の問題に帰着する。

この問題は、保険事故の要件に偶然という文言が含まれている傷害保険において議論されてきたが、その後、火災保険においても問題とされることになった。さらには車両保険にまで広がり、今日もなお、学説が対立し、議論が続いている状況にある。以下、判例の展開を俯瞰する（その詳細については、第2章第2節および第4章第2節I 4(1)参照）。

## II 傷害保険

傷害保険については、平成13年に出した2件の判決<sup>1</sup>（以下、まとめて「平成13年最高裁判決」という）によって、最高裁判所がその立場を明らかにした。判旨は次のとおりである。

「本件約款に基づき、保険者に対して……死亡保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。けだし、本件約款中の……死亡保険金の支払事由は、不慮の事故とされているのであるから、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であるというべきであるのみならず、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。本件約款のうち、被保険者の故意により……死亡保険金の支払事由に該当したときは……死亡保険金を支払わない旨の定めは、……死亡保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものととまり、被保険者の故意により……死亡保険金の支払事由に該当したことの主張立証責任を保険者に負わせたものでない<sup>1</sup>と解すべきである」。

要するに、①事故の偶発性が保険金請求権の成立要件であるから、その立証責任は保険金請求者にある、②そう解さないとモラル・リスクが増大し、保険制度の健全性と誠実な保険加入者の利益が損なわれうる、③故意免責条項は確認的注意的なものにすぎず、立証責任とは無関係である、というのが判旨である。

なお、この判決には、亀山継夫裁判官の次のような補足意見が付されていた。「かねてから本件のように被保険者の死亡が自殺によるものか否かが不明な場合の主張立証責任の所在について判例学説上解釈が分かれ、そのため紛争を生じていることは、保険者側は十分認識していたはずであり、保険者側において、疑義のないような条項を作成し、保険契約者側に提供すること

---

1 最判平成13・4・20民集55巻3号682頁（生保の災害割増特約）、最判平成13・4・20裁判集民202号161頁（損保の傷害保険）。

は決して困難なこととは考えられないのであるから、一般人の誤解を招きやすい約款規定をそのまま放置してきた点は問題であるというべきである。もちろん、このような約款がこれまで使用されてきた背景には、解釈上の疑義が明確に解消されないため、かえって改正が困難であったという事情があるのかもしれないが、本判決によって疑義が解消された後もなおこのような状況が改善されないとすれば、法廷意見の法理を適用することが信義則ないし当事者間の衡平の理念に照らして適切を欠くと判断すべき場合も出てくると考えるものである」。

この補足意見は、偶然性要件と故意免責条項との関係が学説の対立を招いているほどに難解であることから、保険契約者が理解しやすいような約款の改定を求めるものである。これに従えば、①法廷意見に従い保険事故の要件は変更せず、故意免責条項を削除する、②保険事故の要件から偶然性を外し、故意免責条項を存置するという方向が考えられるのかもしれないが、②については、偶然性は傷害保険における保険事故の本質的要素ととらえるのが一般的であるし、①については、任意規定とはいえ保険法80条が傷害保険について故意免責規定を設けていることに留意する必要がある。もつとも、このような判例法理は、保険金請求者に困難な証明を求めることになるので、消費者保護の見地から問題がないわけではない。そこで、保険事故と故意免責に関する約款規定が消費者契約法に抵触するのではないかとの考え方も生まれてくる。

事実、保険事故の要件に関する規定が消費者契約法10条により無効となるのではないかという議論もみられた。上記が争われた事案において<sup>2</sup>、原告はおおむね次のように主張している。

保険金支払要件について保険金請求者側にその主張・立証責任があるかのような条項を定める一方で、保険契約者等の故意、重過失による傷害の場合などを保険者の免責事由と定めている。これらの条項は、相矛盾する条項であり、保険契約者らは、保険金請求者と保険者のいずれが事故の偶然性について主張・立証責任を負うのか約款の文言を比較対照したのみでは直ちに判

---

2 大阪高判平成21・9・17金判1334号34頁。

別できない。今日まで長期間にわたり、このような保険契約者にとって容易に判別できない相矛盾する約款の条項を放置してきた保険者側の責任は重く、保険金支払要件について定めた「急激かつ偶然な外来の」、「不慮の事故」の部分<sup>3</sup>は、いずれも信義則ないし消費者契約法10条により無効であるから、保険者側に、故意・重過失による事故の主張・立証責任があり、保険金請求者は死亡事故発生の偶然性について主張・立証責任を負わない。

これに対し高等裁判所は、原告が、上記補足意見が約款改定を求めていることに依拠していることは明らかであるとしつつ、事故の偶発性に関する主張・立証責任の問題は、平成13年最高裁判決によってひとまず決着がついたので、もはや保険契約者にとって事故の偶然性の主張・立証責任の所在を容易に判別できない状況にあるとはいえないこと、上記補足意見が求める約款改定は、主張・立証責任の所在を約款上明確にさせる趣旨であり、そこにいう改定の具体的内容は、同補足意見があくまで法廷意見に賛成の立場を前提とするものである以上、保険事故が偶発的なものであったことについて保険金請求者が主張・立証責任を負うことを約款の文言上明確化するものであるかと解すべきであること、疑義のない約款条項の作成が容易にできるものであるかは疑問であることなどを総合勘案して、原告の主張を排斥している。

この事案は保険法制定前のものであるから、私法の任意規定との比較ができないという問題点があったが、保険法80条を比較対象としたとしても、保険法80条によって立証責任が保険者に転換された<sup>3</sup>と解することは困難である以上、消費者契約法10条の適用は困難と思われる。

この問題は、その後も議論されている。高等裁判所は、交通事故傷害保険および人身傷害保険の偶然性の立証責任に関し、「偶然な事故」が、「保険事故が被保険者の意思に基づかない事故」と解され、その立証責任を保険金請求者が負担するのであれば、本件各約款は、公序良俗違反または消費者契約法10条違反により無効であるとの主張に対し次のように判示している。「消費者契約法10条は、消費者の利益を一方的に害する条項の無効を定めるところ、仮に、本件各約款が、保険法17条又は80条のみが適用される場合に比し

3 名古屋地判平成28・9・26判時2332号44頁。

4 福岡高判令和元・6・26自保ジ2054号135頁。

て消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項に当たるとしても、当該条項が民法1条2項に規定する基本原則、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（消費者契約法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである」。[本件交通事故傷害保険契約の約款は、傷害保険金に関し『急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害』を給付事由とすることで保険金を支払う対象である『傷害』を明らかにしていることに加え、『急激かつ偶然な外来の事故』の発生を保険金請求権の成立要件としなければ、保険金の不正請求が増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある……ことが考慮されたものであり、このような上記条項の性質に鑑みれば、その他の事情を考慮したとしても、上記条項が信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものであるとはいえない]。「また、本件自動車保険契約の約款における人身傷害保険金に関しても、上記理は同様であるといえる」。

消費者契約法10条を適用するためのハードルは高いが、このような主張が繰り返される背景に、傷害保険における保険事故の立証負担に対する消費者の不満がみてとれよう。

最高裁判所の理論構成に対しては現在でも批判的な学説が少なくないが、それが下級審裁判所の解決指針となっていることは否定できない<sup>5</sup>。したがって、最高裁判所の法理を前提としたうえで、保険金請求者側の保護にも配慮した解決が求められることになる。

たとえば、別の裁判例として高等裁判所は、「保険金請求者にとって、保険事故の具体的経緯を立証するのが必ずしも容易なものとはいえないこと、一般に人は相応の理由が無い限り自死するものではないことに照らせば、保険金請求者としては、発生した事故の態様が、外形的、客観的にみて、被保険者の故意に基づかない原因により十分に発生しうる態様であることを立証

5 東京高判令和2・7・15判時2486号50頁にみられるように、偶然性の立証責任が保険金請求者側にあることを所与の前提としている。

すれば、事故の偶然性は推認され、保険者の側で被保険者の自死を疑わせる事情を立証して推認を覆さない限り、当該事故は偶発的な事故であると認められると解すべきである<sup>6</sup>と判示して、保険金請求者の立証負担の軽減を図っている<sup>7</sup>。

保険金請求者の保護に鑑みれば、保険実務において保険会社はモラル・リスクの排除を念頭におきつつも、免責事由の証明に努めるべきであって、安易に立証責任による解決（請求原因事実を否定して、真偽不明に持ち込むことによる解決）をめざすべきではなかろう。また、訴訟において裁判官は保険金請求者の立証負担の軽減に配慮した解決（事故の外形の立証による偶然性の推認により実質的に保険者の立証の負担を重くする解決）を図るべきである<sup>8</sup>。

### Ⅲ 火災保険

偶然性の立証責任の問題は、傷害保険における議論が先行しているが、傷害保険における最高裁判所の論理を火災保険に援用するという理論が登場し、それを採用する判決（第2章第2節Ⅱ2(3)(イ)参照）がみられるようになった。すなわち、火災という保険事故の偶然性（非故意性）は被保険者が立証しなければならぬという見解である。それは、旧商法629条（保険17条）にいう偶然性は損害保険全般に要求される保険金請求権の成立要件であって、そのように解さなければ保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれ

---

6 仙台高判平成28・10・21（2016WLJPCA10216008）（田中智子「判批」保険レボ335号1頁、桜沢隆哉「判批」保険レボ335号16頁参照）。なお、前掲名古屋地判平成28・9・26は、「原告が主張するように保険金請求者側で外形的に見て事故であることの立証をなせば、急激かつ偶然的事故であることについて、一応、立証がなされたと考える立場を採用したとしても、本件については、外形的に見て事故であることの立証がなされたともいえない」と判示して、外形の立証に言及している。

7 東京地判平成30・3・26判タ1467号214頁は、海外旅行傷害保険につき、偶然性の立証責任は保険金請求者にあるとしたうえで、事実上の推定を行って事故の偶然性を認めている。

8 田村伸子編『保険法と要件事実』（日本評論社、2021年）61頁〔山下友信〕・55頁〔今井和男〕、山下徹哉「傷害保険契約における傷害概念と免責条項をめぐる諸問題——偶然性と外来性の立証責任を中心に」商事2245号32頁。

があるという論理である。これは、平成13年最高裁判決に着想を得ているようである。

伝統的な通説によれば、旧商法629条（保険2条6号）にいう偶然性とはあくまでも保険契約締結時からみた事故の偶然性であるから、その当否はともかく、これはモラル・リスク対策を重視した新たな解釈であった。ちなみに、伝統的な理解にしたがって傷害保険の保険事故の偶然性について考えると、まず、保険契約締結時からみて、急激かつ偶然な外来の事故による傷害（保険事故）の発生について偶然性が要求され、かつ、保険事故の要件の1つとして偶然性が要求されているのである。

この問題につき最高裁判所は伝統的通説の立場を採用した。最判平成16・12・13民集58巻9号2419頁（以下、「平成16年最高裁判決」という）は、商法および火災保険約款の趣旨に照らせば、本件約款は、火災の発生により損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とし、この損害が保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失によるべきことを免責事由としたものと解するのが相当であるから、保険金請求者は、火災発生が偶然のものであることを主張・立証すべき責任を負わないと判示した。しかし、火災保険約款の保険事故の定義の仕方によっては（たとえば、偶然という文言を付加する）、上記のような結論が変わりうるという理解を示す見解も存在した。裁判例においても、「次に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害」に対して損害保険金を支払うとし、「次に掲げる事故」として「火災」をあげる約款について、「偶然の」といった火災の原因を特定するような記載がしてあれば、「偶然性」の主張・立証責任が保険金請求者の側にあると解する余地を認めるものがみられた。<sup>9</sup><sup>10</sup>

テナント総合保険（オール・リスク型保険）では、火災も含めた「すべての偶然な事故」が保険事故とされている。そこで、この偶然という文言をとらえ、発生した事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であるとして、平成13年最高裁判決の論理を採用した裁判例もみられたが、最高裁判所は、商法の趣旨に照らし、本件約款は、保険契約成立時に発生する

9 大阪民事実務研究会編著『保険金請求訴訟の研究』（判例タイムズ社、2004年）13頁。

10 東京地判平成15・6・23判タ1141号227頁。

〈編者略歴〉

山下 丈 (やました たけし)

弁護士 (日比谷パーク法律事務所)、日本銀行調達・処分検討部会委員、プリマ  
ハム株式会社社外取締役、一般財団法人リスクマネジメント協会監事  
(略 歴)

昭和43年 3月 大阪大学法学部卒業

昭和47年 6月 京都大学大学院法学研究科博士課程中途退学

昭和60年 4月 広島大学教授

平成 9年 4月 東海大学教授

平成 9年 7月 弁護士登録

平成11年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師

平成16年 4月 大宮法科大学院大学専任教授

平成19年 4月 明治学院大学法科大学院教授

(主な著書)

(共編著)『新・裁判実務大系(19)保険関係訴訟』(青林書院、2005年)

(共編著)『新・裁判大系(29)銀行関係訴訟法〔補訂版〕』(青林書院、2009年)

(共著)『保険学保険法学の課題と展望〈大谷考一博士古稀記念〉』(成文堂、2011  
年)

本書第 2 部担当

山野嘉朗 (やまの よしろう)

愛知学院大学法学部教授

(略 歴)

昭和57年 3月 早稲田大学法学研究科博士課程単位取得満期退学

昭和57年 4月 愛知学院大学法学部専任講師

昭和60年 4月 愛知学院大学法学部助教授

平成 3年 4月 愛知学院大学法学部教授

平成20年 3月 早稲田大学博士 (法学)

(主な著書)

(単著)『保険法契約と消費者保護の法理』(成文堂、2007年)

(共著)『実務交通事故訴訟大系(2)責任と保険』(ぎょうせい、2017年)

(共著)『人身損害賠償法の理論と実績』(保険毎日新聞社、2018年)

(共編著)『保険契約法(2021年版)』(損害保険事業総合研究所、2021年)

(共編著)『デジタル化時代の自動車保険』(慶應義塾大学出版会、2022年)

本書第1部担当

## 田中 敦 (たなか あつし)

摂南大学法学部特任教授

(略歴)

昭和53年10月 司法試験第2次試験合格

昭和54年3月 京都大学法学部卒業

昭和56年4月 裁判官任官。東京地裁判事、大阪地裁判事、大阪地裁部総括判事、大阪国税不服審判所長(検事)、大阪地裁部総括判事、大阪高裁判事、神戸地家裁姫路支部長・姫路簡裁判事を経て

平成25年8月 広島家裁所長

平成26年9月 大阪高裁部総括判事

令和2年4月 定年退官

令和2年6月 摂南大学法学部特任教授

(主な著書)

(共著)『裁判外紛争処理法』(有斐閣、1988年)

(共著)『交通事故損害賠償実務の未来』(法曹会、2011年)

(共著)『債権法改正と家庭裁判所の実務』(日本加除出版、2019年)

(編著)『和解・調停の手法と実践』(民事法研究会、2019年)

(編著)『抗告・異議申立ての実務』(新日本法規出版、2021年)

本書第3部担当

● 第2版執筆者一覧 ●

(執筆順)

〈第1部〉

- 山野 嘉朗 (愛知学院大学法学部教授) 第1章  
岡田 豊基 (神戸学院大学法学部教授) 第2章、第4章第1節  
潘 阿憲 (法政大学法学部教授) 第3章、第4章第2節  
山本 哲生 (北海道大学大学院法学研究科教授) 第5章

〈第2部〉

- 山下 丈 (弁護士 (日比谷パーク法律事務所)) 第1章  
久保田秀人 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 第2章  
竹内 貴康 (弁護士 (竹内総合法律事務所)) 第2章  
牧元 大介 (弁護士 (牧元・村山法律事務所)) 第3章  
村山 琢栄 (弁護士 (牧元・村山法律事務所)) 第3章  
織田 貴昭 (弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所)) 第4章  
川木 一正 (弁護士 (曾根崎法律事務所)) 第5章  
中出 哲 (早稲田大学商学学術院商学部教授) 第6章第1節  
浅井 弘章 (弁護士 (浅井国際法律事務所)) 第6章第2節～第5節  
吉田 哲郎 (弁護士・明治安田生命保険相互会社) 第7章第1節  
矢嶋 雅子 (弁護士 (西村あさひ法律事務所)) 第7章第2節  
江崎 元紀 (弁護士 (西村あさひ法律事務所)) 第7章第2節  
山本 啓太 (弁護士 (和田倉門法律事務所)) 第7章第3節  
飯村 北 (弁護士 (ITN 法律事務所)) 第7章第4節

〈第3部〉

田中 敦（摂南大学法学部特任教授）第1章、第4章

水野 有子（大阪高等裁判所部総括判事）第2章

藤倉 徹也（高知地方裁判所部総括判事）第3章

大島 眞一（大阪高等裁判所部総括判事）第5章

加々美光子（弁護士（加々美法律事務所））第6章

（所属は、令和5年1月現在）

●初版執筆者一覧●

(執筆順)

〈第1部〉

山野 嘉朗	潘 阿憲
岡田 豊基	山本 哲生

〈第2部〉

山下 丈	中出 哲
清田 展弘	浅井 弘章
高橋 正雄	古井 健司
足立 竜司	小口 光
牧元 大介	戸田健一郎
織田 貴昭	山本 啓太
川木 一正	飯村 北

〈第3部〉

塩崎 勤	田中 敦
水野 有子	大島 眞一
比佐 和枝	加々美光子

## 【専門訴訟講座③】保険関係訴訟〔第2版〕

---

令和5年3月19日 第1刷発行

定価 本体8,500円+税

編者 山下 丈・山野嘉朗・田中 敦

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

---

発行所 株式会社 民事報研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

[営業] TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

[編集] TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-551-5 C3332 ¥8500E

カバーデザイン：袴田峯男